

■盛土

県建築住宅局長 星野浩二

盛土を規制する新条例が7月1日に施行されました。静岡県全域に適用され、盛土等の規制や監視体制の強化による今回の対応には、二度とこの悲劇を繰り返さない、違法な盛土に対する県の強い決意を感じられていると思います。

何人も土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはなりません。盛土等を行う土地の面積が1,000㎡以上又は土砂の量が1,000㎡以上の場合は許可制とし、申請予定者は盛土等が行われる土地の所有者の同意と、許可申請の30日前までに説明会等により周辺地域の住民に周知が必要となります。

施工に当たっては、災害を防止するための安全措置や、水質・生活環境の保全上必要な措置を行い、工事中は土壌及び水質調査の結果を定期的に県へ報告します。完了時には県の検査を受けなければなりません。

また、これらに違反して命令を受けた者は氏名等が公表され、罰則は地方自治法上の上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

監視体制としては、県の環境部局に盛土対策を一元的に担う盛土対策課を新設し、土木事務所、農林事務所、健康福祉センターの各出先機関には250人規模の兼務職員を配置しました。関係団体、市町、警察との連携を強化するとともに、広く県民からの通報を受け付ける「盛土110番」を設置し、行政と住民が一体となって、無許可の盛土や管理状況が不適切な盛土に関する情報を早期に把握します。また、許可情報や不適正な盛土事案などを一元的に地図上で共有できる「土地利用情報システム」を構築します。

さて、新条例は始動したばかりで、運用上解決すべき課題もあります。また、来年5月までに施行される「宅地造成及び特定盛土等規制法」との整合を図り、双方が両輪で取り組める準備も必要です。

新条例に対する県民の関心は高く、期待する御意見も多く寄せられています。また、原因究明や責任所在の追及についても引き続き進める必要があります。これまでも適正に対応してきた事業者にとって負担は大きくなりますが、災害を未然に防止し、地域住民の生活環境を保全するため、会員の皆様には引き続き御理解と御協力をお願いします。

■手根管症候群

タカチャップ／西部ブロック

数年前から、左手の指先がしびれるようになった。その時は、あまり意識はしなかった。生活するには、さほど問題も無かったのでそのままにしていた。

昨年、あまりにしびれがひどいので個人の整形外科にかかり、左手を検査してもらった。診断結果は、首の神経が圧迫されて左手指先にしびれが生じているとの事だった。その後、リハビリで首のけん引を1ヵ月程続けてみたが症状は変わらない。

仕方がないのでかかりつけの医者に他の医院を紹介してもらうことにした。紹介されたところは総合病院の整形外科。ここには、専門医が数名いる。私は、前回首が原因と言われた為その専門医に診てもらった。MRIで首の検査をしてもらうが、首の神経が少し狭くなっているがこの程度で手がしびれる事は無いと言う。じゃあ、どこが悪いのかと疑問になる。

次に「手根管症候群」専門の医師に診てもらった。症状を説明する。私が一番つらかったのは、明け方4時前後にしびれている指先が痛くなってくる。その痛さで目が覚める。これが毎日続く。やっぱり痛みは我慢できない。症状からすると「手根管症候群」らしいがその前に検査を勧められる。まずは、手のレントゲン。骨には異常が無い。次に、手首に微弱の電気を通して神経の検査。これは、微弱の電気でも痛みを感じる。この検査で、「手根管症候群」という病名が決定的になった。症状がこれ程ひどいと自然には治らないらしい。

「手根管症候群」とは、手首から指に向かって神経が伸びている。その神経の上に「横手根靭帯」が通っていてこの靭帯が神経を圧迫して指先のしびれが起こる。病名がはっきりしたので、手術を行うことにした。手術は時間にして、30分足らずで終わる。日帰りの手術である。2週間で抜糸。傷口は3cm程である。

手術後は、明け方に起こる指先の痛みは無くなった。しかし、指先のしびれは相変わらず残る。手術してもう少しで2ヵ月になる。やったばかりの時は、物を掴むことさえ出来なかった。リハビリは毎日やってくださいと言われたので今も続けている。そのおかげで、だいぶしびれが治まってきている。

やはり、自分の思う結果が出なければ医師を変えようという選択肢は必要である。